研究ノート

多文化共生政策が誰との「共生」を目指しているか？

Japansese Multicultural Coexistence for Whom?

Pauline　KENT

ポーリン　ケント

概　　要

日本では、「多文化共生」という用語が 1993 年から広まり始めた。海外で使われる「多文化主義」と、以前から日本で使われていた「共生」が結合された「和製語」として誕生した。そして 1995 年の阪神・淡路大震災後に外国人のための、災害関係の情報が不足していたことが問題になり、神戸で NPO 多文化共生センターが設立された。

他方、1990 年に「出入国管理及び難民認定法」の改正により、特に南米からの日系人住民が増え、地域生活において文化的背景を異にする住民と日本人との間にさまざまな問題が生じたために、ローカルなレベルにおいて対応する必要が生じた。その対応として 2006 年に公式に「多文化共生を推進する方針」が示された。以来、日本では「多文化共生社会」がグローバル化の影響を象徴するキーワードになり、現在まで幅広く使用されている概念である。

日本では、労働力不足による単純労働者の移民を受け入れることは少子化への国レベルの対策とされているが、実は「多文化共生社会」政策はローカルな地域社会の外国人を中心とする政策である。これまでに比較的スムーズに進められてきたが、結果は非常に限られた範囲で行う多文化共生になっている。日本人および日本文化の多重性を認めるような政策になっていないので、少子化高齢化による社会的問題への根本的な対策としては役立たないだろう。

キーワード：多文化共生、湖南市、外国人労働者

Abstract

Tabunka kyousei is the term used in Japan to denote a multicultural society. It can be translated as multicultural co-existence or multicultural integration, but the original is ambiguous and, more often than not, it is used to denote how to integrate non-Japanese residents in a local area rather than creating a society amenable to all manner of different cultural backgrounds. It is still a new concept and therefore is in the process of being tried and tested. Here I give a brief introduction to the background of multicultural society in Japan and the formation of policy on multicultural coexistence. An influx of workers from overseas that was prompted by the change in the Immigration Laws, in 1990, resulted in a sharp increase in workers of Japanese ancestry from South America living and working in Japan under special visa conditions. Cultural

misunderstandings prompted the government to address the matter of co-existence in local areas. In 2006 the first official guidelines on multicultural society were announced. However, actual policy implementation has been left up to local governments and NPO's and here the example of Konan City will be introduced. Although the policy is cited as one way to address the national issue of bringing in workers from overseas to alleviate problems caused by low birth rates and the aging population, the policy itself is targeted towards the dichotomous relationship between Japanese and non-Japanese and I suggest that this limited framework fails to address issues concerned with Japanese multi-tiered cultures and minorities.

Keywords：Multicultural Coexistence, Konan City, Foreign Workers

はじめに

ご承知のように、日本はよく「単一民族社会」といわれる。元総理大臣中曽根康弘が日本社会を“一つの民族、一つの国家、一つの言語”とした発言が有名である。つまり多くの日本人は、同一の「日本的」な文化背景を共有している「日本人同士」によって構成されていることを一つの真理と考えている。しかし、人種的にみれば、縄文人は南方（東南アジア）に、弥生時代以後の渡来者はアジア大陸に起源をもち、日本列島の在来集団と種々の割合で混血したといわれている。また、文化的に見ても、朝鮮半島、中国、それからシルクロードが日本文化に与えた影響は多大であり、日本文化そのものが雑種文化[1)]と呼ばれるほど、さまざまな国の文化を受け入れて、日本のハイブリッド文化の構築につながっていった。つまり、日本社会はさまざまな意味で、多文化が織りなされた結果であり、現実として、日本人「プロパー」とそれ以外の人々が同じ社会を共有し生活を営んでいる。

「多文化共生」という用語が初めて主要新聞で使われたのは1993年。川崎の外国人団体が主催したフォーラムに関する新聞記事[2)]で、海外で使われる「多文化主義」と、以前から日本で使われていた「共生」が結合された「和製語」として誕生する。そして1995年の阪神・淡路大震災後にさらにこの用語が広まり、同時にこの年が「ボランティア元年」と呼ばれることになった。（「多文化共生」と「ボランティア」の活動は実は切っても切れない関係にあり、日本では地域に根ざした多文化共生はボランティア活動によって支えられている。）震災時、外国人のための、特に災害関係の情報が不足していたことが問題になり、神戸で設立されたNPO多文化共生センターが活躍した。外国人に情報を発信する必要性が認識され、センター以外には、例えば、FMラジオCocoroの多言語放送も始まった。

他方、1990年に「出入国管理及び難民認定法」（90年の改正入管法とも呼ばれる）の改正により、特に南米からの日系人住民が増え、地域生活において文化的背景を異にする住民と日本人との間にさまざまな問題が生じたために、ローカルなレベルにおいて対応する必要性が生じた。これらを背景に2005年に総務省で「多文化共生についての研究会」が発足し、2006年に公式に「多文化共生を推進する方針」が示された。以来、日本では「多文化共生社会」がグローバル化の影響を象徴するキーワードになり、現在まで幅広く使用されている概念である。

ここでは、「外国人」の受け入れに関する歴史的背景に触れてから、日本の「多文化共生社会」政策の背景にある労働力不足による単純労働者の移民と、その後の日系人の受け入れについて説明する。さらに多文化共生社会の政策ができあがる経緯を紹介し、その政策に基づいた対応や対策を検討する。政策として年月の浅いものなので、今後の日本社会はどのような「多文化共生社会」をめざすべきか、またそれをめぐる課題について考察していきたい。

「多文化共生」が意味すること

「多文化共生」の意味は多様である。総務省は次のように定義している。「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（総務省　2006：5）。つまり、日本人と国籍や民族などの異なる人々に限定され、文化が重層的にとらえられていない。この概念と、たとえば移民国であるオーストラリア、カナダ、アメリカなどで使われるmulticulturalism（多文化主義）概念とはかなり異なる。移民国では文化を重層的にとらえているために、移民以外の多種多様なマイノリティ（女性、障がいを持っている者、GLBTなど）が、ホスト社会のメインストリームの構成員とともに対等な立場で安心した生活をおくることが一つの目的となる。また、より多くの構成員が社会に貢献できるような社会システムを構築し、マイノリティに対する差別や区別を最小限にとどめる法律や制度を作る。しかし、日本の場合には、多文化共生社会推進政策の暗黙の目的はむしろ、外国人を日本社会に同化させる色合いが濃く[3]、その背景には、単一民族神話が政策と実施案への影響が以前と変わらず大きいことがあると考えられる。ただ、多文化共生を労働力不足などとの関係で進めていく場合には、日本社会の多文化性を同時にとらえ直す必要がある。そうしない限り、この政策はローカルな次元における住民と外国人の生活問題が中心となり、多様な文化的背景を持つ日本人自身がかかえている課題への対策にはならない。

労働移民の受け入れ回避

戦前においては、経済成長のために、朝鮮半島やその他の地域からの労働者が日本の労働不足問題を解決するために重要とされていた。しかし、戦後は、高度経済成長時代を迎えたにもかかわらず、日本は移民労働者の受け入れを回避した。他の国において、移民労働者が復興や経済成長期において不可欠であったのに対して、なぜ日本では移民の受け入れを回避できただろうか。

その理由は、主に国内労働力で乗り切れたからである。実際、戦争直後に旧「日本帝国」の植民地で生活をしていた日本人と、復員した兵隊の数だけで約660万人が本国へ送還された。それ以前から、人口過密の問題解決の一つとして、逆に日本政府は日本人の海外への移民を奨励することでこの問題に対応していた。明治時代において、ハワイへの移民、それから19世紀末のアメリカ・カリフォルニアとブラジルへの移民がよく知られているが、1954年に設立された「日本海外協会連合会」（外務省移民送り出しのための機関）が積極的にキャンペーンや支援などによって、再びブラジルなどに日本人移民を送り出したことはあまり知られていない。実はブラジルへ移民を運んで行く最後の船は1973年に出発したのである[4]。このように、他国と異なり、戦後まで日本は受け入れる国ではなく、送り出す国となっていた。また、国内においては地方から都市部への集団就職や出稼ぎ制度に見られるように、農村等からの労働者が中心になって、戦後の復興事業を進めることになった。

さらに、オイルショック以後、オートメーション化（OA化）が進むことで、機械、コンピュータ、ロボットなどで労働不足を補うことができた。これにあわせて、日本の労働市場は、主婦パートや学生アルバイトの利用によって、経済的な動きに柔軟に対応することができた。また、サラリーマンの長時間労働やサービス残業という「習慣」もあり、専門性の高い移民労働者の需要もあまり生じなかった。したがって、日本は外国人労働者の受け入れを緊急課題としてあまり認識してこなかったのである（Lie, 2001：6-10）。

単純労働者の受け入れ

1980年代のバブル期、低収入の肉体労働は、いわゆる3K（きつい、汚い、危険）仕事として、特に若者はこのような仕事を嫌うために、中小企業を中心にアジアからの労働者を求めるようになった。これにあわせて、アジア諸国が、労働移民の送り出し国になり、日本がその受け入れ先の一つになる。80年代、特に建設関係の労働者

不足を、フィリピン、タイ、イランなどからの移民が埋めていた。必然的に、東京の山谷や横浜の寿町という日雇い労働者が集まる場所は「多文化共生社会」となった。つまり、文化的背景の異なる者同士が共に生活する場所となった。同じように、セックス産業ではさまざまな国籍を持った女性が働いていた。このように、概念が誕生するかなり前から、単純労働を中心に、「多文化共生」が進んでいた（Lie, 2001：10-13）。

80年代においては外国人の受け入れに関しては賛否両論があった。日本は国際的な責任を果たすため、発展途上国から労働者を受け入れるべき、と主張する「開国派」が一方にあった[5)]。それに対して、外国人労働者の受け入れは日本独自の文化や社会を滅ぼす結果になると主張する「鎖国派」があった[6)]。単純労働者の急増に直面して、多くの日本人が外国人労働者の受け入れに反対した。その主な理由は外国人による犯罪が増えるということだった[7)]。しかし、90年代において、少しずつ受け入れ賛成派の数が反対派の数を上回るようになった。賛成の理由は特に3K仕事に関する労働不足が深刻になり、外国人労働者の受け入れが必要であるからだった。

日本政府は、1988年以降の経済計画と雇用対策基本計画では、専門職や熟練労働に就く外国人は積極的に受け入れる姿勢を示したが、非熟練労働者の外国人は、受け入れないという方針を明確にした[8)]。そこで先述の90年の改正入管法では、日系人の在留資格を「定住者」とし（在留期間が一定期間であり、更新は可）、日系の2・3世やその家族の就労が合法化される。表向きは、日系人として、親族を訪問し日本文化に触れる機会をあたえるために、日系人を「定住者」枠に位置づける方針になっていた。しかし、目的は安い労働力を確保することであった。また、日系人は日本人および日本人の子孫であるため、信頼すべき勤勉な人々であり、社会的な問題をあまり起こさないだろうという考えもあった。

1993年には、技能実習制度が始まり、その目的を、発展途上国の将来を担う若者に一定期間で日本の経済発展に役立つ技術を身につけさせるための制度として位置づけたが、これも低賃金労働者の確保のための在留資格枠となった。

改正後、南米日系人とその家族の滞在者が急激に増えると同時に、日本では少子化高齢化社会が深刻な問題としてとらえられ始めた。日本の総人口が2004年にピークに達してしまい、今後50年間で3割減少するといわれている。50年先の高齢化率が4割を超えると想定され、労働力人口（15 − 64歳）が半減するという見通しである。そこで、一つの見方として1995年の労働力人口の水準を維持するために、2050年まで毎年60万人の移民を受け入れる必要があるという報道が話題を呼んだ[9)]。

地域社会における「多文化共生」

労働不足解消のために、単純労働者の受け入れの新たな在留資格枠の設置に加えて、政府は高齢化社会における介護問題への対応として、EPA協定においてフィリピンとインドネシア[10)]からの外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れを2008年から導入した。（現在、ベトナムからの受け入れに向けて調整中である。2014年に最初の候補者が来日する予定[11)]。）このような政策策定と外国人住民の急増を背景に、2005年に初めて国レベルで多文化共生に関する研究会が立ち上げられた[12)]。そして、2006年4月7日の経済財政諮問会議で、総務省設置の「多文化共生の推進に関する研究会」の報告書（2006年3月）が取り上げられたことによって、外国人の就労・就学・生活環境の整備を、省庁横断的に検討していくことが決まった。 総務省は対応のためのガイドラインを作成したが、外国人審議委員会等を通じて自治体で外国人をめぐる様々な問題について検討することを要求した。そこで地域に根付いた多文化共生をめざし、日常生活における食い違いなどについて、地域住民と外国人住民がお互いに検討する方針だった。そのために、2007年から各県で多文化共生推進条例を次々と策定し、2012年度末に初めて市レベルにおいて、滋賀県の湖南市で「湖南市多文化共生社会の推進に関する条例」が策定され。条例を受けて、実施案として「With KONAN Plan：湖南市多文化共生推進プラン」（5年プラン）が策定され、2013年3月に実施から1年間が経過したことになる。

湖南市では、基本の柱として、1. コミュニケーション支援、2. 多文化共生の地域づくり、3. 生活支援、という三つの柱を立てて、施策、具体的な取り組み内容、推進主体、優先度、内容、課題という区分に分けて、各項目に関してこれらの区分ついて具体的な課題と結果を明確にしている。また、評価基準を設けて毎年、各項目の達成度をはかることにしている。具体的な主な項目は次のようにあげられている。

1. コミュニケーション支援：i）日本語を勉強しやすい環境、ii）交流のきっかけとなるイベントの開催やその情報共有、iii）お互いの文化に対する理解力の向上 iv）外国人住民にも理解・活用できる情報提供システム
2. 多文化共生の地域づくり：i）外国人住民と自治会をつなぐ、ii）相談窓口の設置と PR、iii）制度の理解を助ける、iv）課題を共有できる体制
3. 生活支援：i）子どもが安心して教育をうけられる環境、ii）外国人も共につくる安心安全なまちづくり、iii）居住に関する情報提供などの整備、iv）労働環境の整備および就労支 援の充実、v）医療・健康・福祉分野における円滑な利用促進のための環境整備 [13)]

以上のアウトラインからわかるように、湖南市のプランは、80 年代から推進された「国際化」が生み出した多文化共生の課題を含んでいる。日本の多文化共生において「多文化」は 3F（「衣 fashion」、「食 food」、「祭り festival」）に還元されるといわれる。つまり、ダイバシティの華やかな面に注目するが、その中に含まれる差別構造や人権問題などを無視する。したがって、3F をめぐるイベントを中心に「多文化共生」を展開することが多い（日本移民学会（編）、2011：5）。湖南市の場合は、確かにイベントや国際交流の面も含まれているが、自治体とボランティアによる日本語支援や多言語情報発信がプランの中心課題の一つとなっていることは、阪神淡路大震災において指摘された多言語情報発信の重要性に影響されている。（災害の多い国日本では、災害防災訓練がプランの一つの重要なポイントともなった。）日本語支援を主にしているのはボランティア日本語教室であり、したがって支援は日本人側の講師とグループの研修、グループの強化と連携交流を含む。

「子どもが安心して教育を受けられる環境」は本来、学習用の日本語クラスが中心となるのに、実質的に湖南市のプランは、自治体とボランティア団体のサポートを中心に進められているので、学校側、それから教育委員会などが、外国のルーツを持つ子どもたちが必要不可欠な教育内容については、パイプが薄いため、なかなか要求することが困難である。また、外国のルーツを持つ子どもたちは各学校では比較的少数のため、教員の確保と授業の提供も困難である。結果として、特に南米の定住者の子どもは日本の学校について行けず、途中で学習を断念するケースが少なくない。こういった子どもは将来、社会に適応することが困難となり、社会的課題として依然として解決されていない。

日本では（湖南市も同様に）、「多文化共生」は新移住者（ニューカマー）を念頭においていることが多いため、集団の代表が特定のグループに固定化される傾向があり、資源がそのグループの支援に集中しがちである。湖南市では、多様性を重視しながら、実質的に南米人（主にブラジル人）が支援の対象となることが多い。いうまでもなく、オールドカマー（従来から住んでいる韓国人、朝鮮人、中国人など）やアイヌ、沖縄の人々、被差別部落出身者などの主流文化の外におかれてきた集団は、日本の多文化共生推進ポリシーにおいて軽視または排除されている。すなわち、多文化の多様性あるいは多文化の多重層があまり視野に入っておらず、「日本人」対「外国人」の二分法が支配的なために、「外国人」の多様性と、「日本人」および「日本文化」の多様性が念頭におかれていない。その結果、多文化共生がローカルなレベルで、狭い範囲で展開されることになっている。

実は日本では 1995 年人種差別撤廃条約を批准しているが、いまだに人種差別禁止法が制定されていない。湖南市での条例策定の議論において、

激しく議論されたのは、総務省のガイドラインに示された、外国人と「対等な関係を築」くという表現をめぐる意味であった。最終的に、条例は一つの法律なので、仮に「対等」という表現を使用すると、外国人参政権を要求する運動が利用する可能性があると指摘され、元の提案から「対等」という言葉が消除された。また、この条例に関しては、外国人に参政権をやるな、外国人を委員会に入れるな、といったような批判も地域住民（少数）によって展開された[14]。こうしたことから、条例に基本的人権を尊重すると明記しているにもかかわらず、実質的に外国人を日本人と「対等」に考えることがいまだに難しいといえる。

多文化共生の課題

日本では「多文化共生」について具体的な取組が始まったばかりので、多文化共生は未熟といわざるを得ない。しかし、移民国でない日本では、外国人全体の数は総人口の2％にも満たないので、本格的に取り組まなくても大きな問題が生じない。地域社会に多文化共生の実践を打ち出させることによって、ローカルな範囲に限定し、また特定な集団に集中して「多文化」共生を展開することになり、実際、外国人にとって居住環境はある程度快適になっている。例えば、ある地方自治体で外国人生徒のための「特別枠」が設けられ、「言語や教育制度の違い、家庭の経済的事情等により、高校進学が困難となっている」子どもに教育の機会を地域レベルでは提供できているケースが見られる（日本移民学会編、2011：8）。しかし、子どもの人権として教育を受ける権利が十分に認められておらず、「特別枠」のない地域に住んでいる子どもが教育システムのなかで無視される可能性は大いにある。その意味で、日本の「住民」が対等な関係を築き上げるために、具体的にどのように社会的整備を展開すべきかについての議論が必要である。

ローカルな範囲に限定することによって、日本では日本人の「多文化共生」を無視している面もある。今の日本が直面している労働力不足や、介護士・看護師不足を日本人女性によって補うことが可能だという議論もしばしばなされる。日本では、高学歴の女性が専業主婦になることによって、貴重な労働力が市場から消えているので、この貴重な労働力を復活させることによって、外国人労働者の受け入れを避けることができるという意見がある。しかし、女性を多文化共生の一部としてとらえ直さない限り、労働力として活動させることが困難だろう。これまで税金制度によって、女性の年収が103万円を超えると配偶者特別控除がなくなることや、収入が少ないことで年金・保険料は配偶者の枠に含まれるなど、女性の社会進出を妨げる制度的構造が存在する。男女平等指数ランキング（ジェンダーキャップ指数）（2012年）を見ると、135カ国中で日本は101位という非常に低い順位になっている。日本の場合には特に経済的なギャップと意思決定への参加が少ないことで、女性は自立した活動ができていないことを意味する。多文化共生の政策が日本社会の多文化性を認めて、現在「ジェンダー問題」とされている課題をもっと多角的に捉え、さまざまな文化的背景を持っている日本人のもっと幅広い多文化共生について考えるきっかけになるだろう。

その反面、リストラ、長時間労働などによって、男性は健康面において多くの問題をかかえ、また過労死や中高年の男性の高い自殺率が男性の多様性や文化の重層が十分に認識されていないことを象徴するといえる。さらに、日本の若者は近年において、結婚を避けて、生涯未婚率が上昇している。それにともなって、少子化が進んでいる。今後の日本の生活水準を保つために、外国からの労働者の受け入れが火急の課題になるが、同時に、さまざまな文化背景をもつ日本人が、積極的な「多文化共生」に取り組むことで、少なくとも少子化問題に対するソフト・ランディングになるかどうかを探ることも重要であろう。

このように、日本社会において「多文化共生」の意味は多義にわたり、政策としてとりあえず外国人がローカルな地域においてある程度落ち着いて生活ができるようにいろいろなことが試みられている。また、地域の外国人と日本人が接触することで、日本人の「国際化」が期待されている。これらは始まったばかりの政策であるが、日本社会全体にとってもつインプリケーションが今後の

議論にとって重要になる。

注

1）加藤周一（1956）『雑種文化 – 日本の小さな希望』講談社を参照。
2）『毎日新聞』1993 年 1 月 12 日
3）たとえば、B. Brody（2002）や Ortloff & Frey（2007）が日系人の例を取り上げ、日本の政策における「統合」の結果、日系人は日本人との同化をするか、全く日本人と関係を持たない隔離的な生活のどちらかが強いられていると述べている。さらに、Ortloff & Frey は教育現場においても、言語政策が多言語を認めるのではなく、日本語の取得を要求するが、そのための制度や教員養成が充分と言えない。また、湖南市では、アンケートの結果により、一般の日本人が多文化共生において最も外国人に望むことは、1. ルールを守ること、2. 日本の文化や習慣を理解すること、3. 日本語を理解できるように、4. 自治会・地域の役割を担うこと、である。つまり、多くの回答者は日本の習慣等を身につけてほしい願望が強いが、外国人に母語や文化を紹介してほしいと思っている人が少ない（『With KONAN Plan』2013：39）。
4）財団法人日伯協会、2012.12.20 〈http://www.nippaku-k.or.jp/museum/〉
5）開国派を象徴する者は、たとえば元東京大学の大沼保昭。また、経済同友会も開国派であった。
6）鎖国派を象徴するのはたとえば、矢野暢や西尾幹二である。
7）Lie, 2001：16。（その引用先は、総理府（1992 年）「外国人労働者に関する世論調査」、『労働法律旬報 1263』73-81。）
8）ちなみに、日本では「移民」という政策用語が存在しない。外国人は一定の期間以上の滞在者（登録者）として位置づけられている。
9）「少子化日本…移民年 60 万人受け入れ必要 – 労働力減で今後 50 年間」『毎日新聞』、朝刊 2000.1.11、1 面。
10）日・インドネシア経済連携協定（2008.7.1 発効）に基づき 2008 年度からの受け入れを実施し、日・フィリピン経済連携協定（2008.12.11 発効）に基づき 2009 年度からの受け入れを実施した。両国併せて累計 1562 人が入国した（厚生労働省）。
11）厚生労働省「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」; 巣内尚子「ベトナムから日本へ　看護師・介護福祉士の高いハードル」、*Global Press*、2013.01.23、〈ebronza.asahi.com/global/2013012300001.html〉
12）総務省「多文化共生の推進に関する研究会」2005.6
13）With KONAN Plan（概要）2012.4.1 〈http://www.city.konan.shiga.jp/_upfiles/news/f14308/gaiyouban.pdf〉
14）たとえば、次の公開資料に批判の例が見られる。湖南市多文化共生推進プラン（案）に対するパブリックコメント 〈http://www.city.konan.shiga.jp/konan2/public/kekka/120210tabunka_kekka.htm〉

参考資料

Brody, Betsy. 2002, *Opening the Doors: Immigration, Ethnicity, and Globalization in Japan*, New York: Routledge

Castro-Vázquez, Genaro. 2012, *Language, Education and Citizenship in Japan,* London: Routledge (Japan Anthropology Workshop Series)

Hanihara, Kazuro, ed. 1992, *Japanese as a member of the Asian and Pacific Populations International Symposium 4*, International Research Centre for Japanese Studies

Lie, John. 2001, *Multiethnic Japan,* Cambridge, Mass.: Harvard University Press

Ortloff, Debora Hinderliter & Chrisopher J. Frey, 2007, Blood Relatives: Language, Immigration, and Education of Ethnic Returnees in Germany and Japan, *Comparative Education Review*, 51 (4): 447-470

Shipper, Apichai W. 2008, *Fighting for Foreigners,* Ithaca: Cornell UP

近藤敦編著、2011 年『多文化共生政策へのアプローチ』、明石書店

多文化共生キーワード辞典編集委員会、2011 年『多文化共生キーワード事典』、明石書店

巣内尚子、2013 年 01 月 23 日「ベトナムから日本へ　看護師・介護福祉士の高いハードル」*Global Press*, 〈ebronza.asahi.com/global/2013012300001.html〉

日本移民学会編、2011 年『移民研究と多文化共生：日本移民学会創設 20 周年記念論文集』、御茶の水書房

吉原和男編著、2013 年『現代における人の国際移動：アジアの中の日本』、慶應義塾大学出版会

With KONAN Plan（概要）2012.4.1 〈http://www.city.konan.shiga.jp/_upfiles/news/f14308/gaiyouban.pdf〉

厚生労働省　2013.12.23「ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」〈http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other47/〉

厚生労働省　2013.12.23「インドネシア、フィリピン、ベトナムからの外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて」

〈http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other22/〉
湖南市多文化共生推進プラン（案）に対するパブリックコメント、2012.12.19
〈http://www.city.konan.shiga.jp/konan2/public/kekka/120210tabunka_kekka.htm〉
湖南市多文化共生推進プラン「With KONAN Plan」を策定しました、2012.4.1
〈http://www.city.konan.shiga.jp/cgi/info.php?ZID=14308&BCD=321800〉
世界経済フォーラム「最新の主要研究報告：世界の経済的男女格差縮小の進展が遅い点を指摘」、2012.10.24
〈http://www3.weforum.org/docs/WEF_NR_GlobalGenderGapReport_2012_JP.pdf〉
総務省『多文化共生の推進に関する研究会　報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～』2006.3
〈http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf〉